

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所介護サービス(独自)）運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ミストラルサービスが開設するミストラル介護センター綾部（以下「事業所」という。）において実施する綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所介護サービス(独自)）（以下、「通所介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護サービスの提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 通所介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 通所介護サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミストラル介護センター綾部
- (2) 所在地 綾部市栗町土居ノ内 31

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名以上

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、[通所介護サービス](#)の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、[通所介護サービス](#)の利用申し込みに係る調整、他の[通所介護サービス](#)従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の[通所介護サービス](#)従業者と協力して介護計画の作成等を行うとともに、自らも[通所介護サービス](#)の提供にあたる。従事者は、[通所介護サービス](#)の業務に当たる。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、[通所介護サービス](#)の提供にあたり、利用者の健康管理、相談、助言等にあたる。

(4) 介護職員 6名以上

介護職員は、[通所介護サービス](#)の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(6) 調理員 1名以上

利用者の昼食等を調理する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12/30～1/3)を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

([通所介護サービス](#)の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日38人(指定通所介護の定員含む)

([通所介護サービス](#)の内容)

第8条 [通所介護サービス](#)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション

(2) 機能訓練

(3) 健康チェック

- (4) 入浴サービス
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ（介護予防）など

（利用料等）

第9条 [通所介護サービス](#)を提供した場合の利用料の額は、「綾部市介護予防・生活支援サービス事業単価」（元綾高第4828号）の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は負担割合証に準ずる。

- 2 食費 800円（昼食費700円、おやつ費100円）を徴収する。
- 3 その他、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 [通所介護サービス](#)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、綾部市（豊里・物部・中筋）の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は[通所介護サービス](#)の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 [通所介護サービス](#)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理

者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対するは通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するは通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 通所介護サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所介護サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるもの

とする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症の発生及びまん延の防止のための措置）

第18条 事業所は、感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針を整備し、事業所内における感染症又は食中毒等の発生及びまん延防止に努めるものとする。

（業務継続に関する取組）

第19条 事業所は、災害及び感染症等の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定に勤めるものとする。

- 2 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等の定期的な実施に努めるものとする。
- 3 前項の規定による研修及び県連等を実施して場合は、その内容の記録を整備し、5年間保存するものとする。

（ハラスメントに関する対策）

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。
- 2 事業所は、[通所介護サービス](#)に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社ミストラルサービスが定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするところは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を綾部市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に[通所介護サービス](#)を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- * 第18条に規定する 感染症の発生及びまん延の防止のための措置
(努力義務とする経過措置期間 令和6年3月31日まで)
- * 第19条に規定する 業務継続に関する取組
(努力義務とする経過措置期間 令和6年3月31日まで)

改訂歴

平成 30 年 4 月 1 日	初施行	
平成 31 年 4 月 1 日	介護従事者の員数変更	第 8 条 文面変更
令和 2 年 4 月 1 日	介護従事者の員数変更	
令和 3 年 4 月 1 日	介護従事者の員数変更	(記名押印) 削除
令和 4 年 4 月 1 日	第 18 条～第 20 条挿入 第 18 条→第 21 条 その他運営に関する事項 第 19 条→第 22 条 事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	
令和 4 年 8 月 1 日	第 9 条 食費の変更	